



漱石の道

## 第9章 久留米の景観を 発見・共有・活用する仕組み

市民が景観形成活動に取り組むための仕組みを示します。

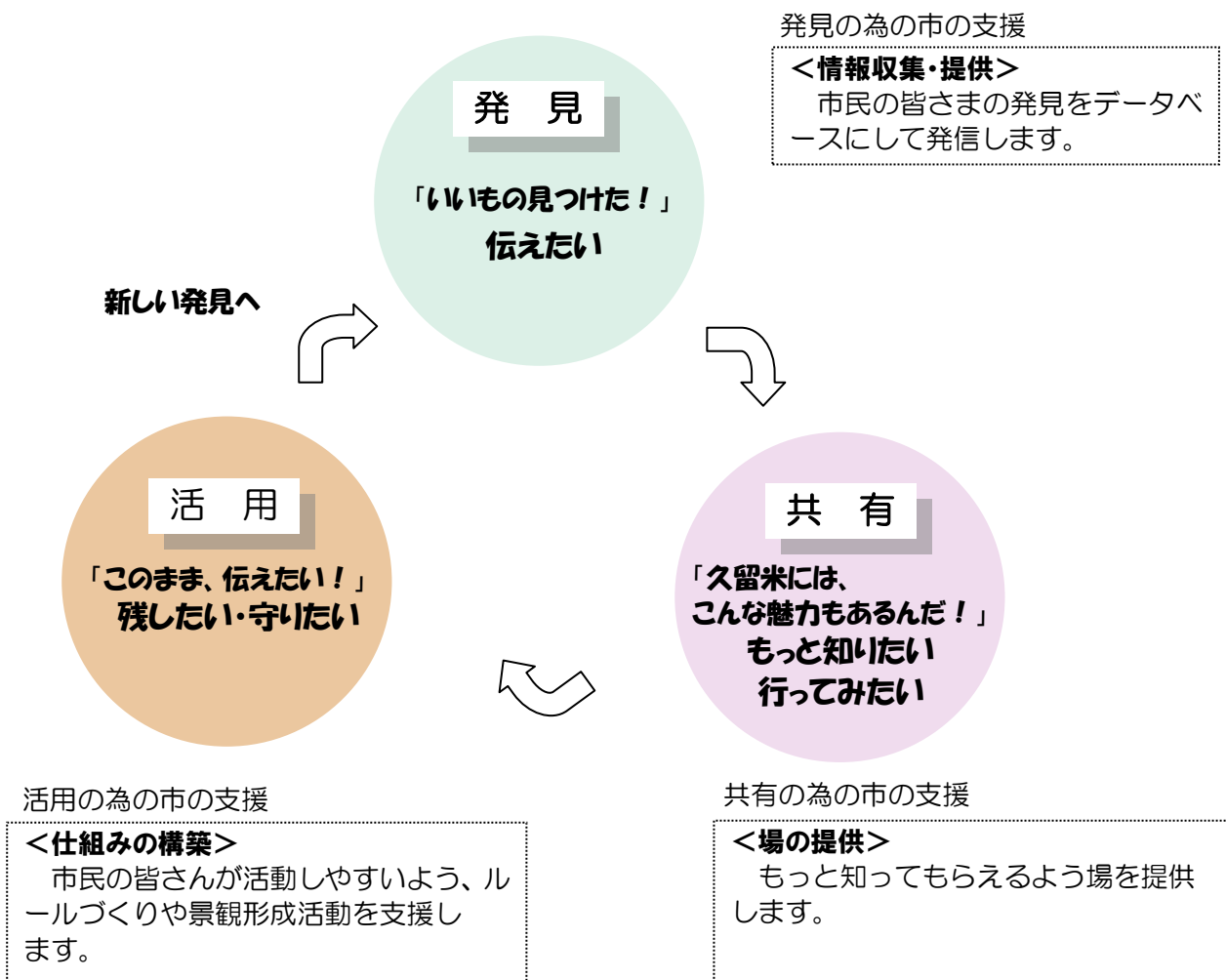
## 第9章 久留米の景観を発見・共有・活用する仕組み

### 1. 市民主体の景観形成の展開

良好な景観形成を推進するためには、市民が地域の景観形成活動に積極的に参加し、主体的に取り組みたいという機運を高め、市民等と行政の協働による景観形成を進める必要があります。

その為には、市民の景観形成活動を幅広く受け止め、景観形成の担い手としていくために、市民意識の醸成、育成・支援、活動の場の創出などの支援施策を充実させるとともに、円滑な活動を支援する仕組みを構築します。

#### □市民主体の景観形成サイクルと支援のイメージ



※行政は、景観形成のサイクルに沿って、各段階で景観形成活動を支援します。

## 2. 市民主体の景観形成を推進する施策

### (1) 情報収集・提供（意識啓発支援：市民意識を啓発します。）

市民主体の景観形成を進める第一歩として、本市の良好な景観を知ってもらい、また、新たな良好な景観を発見し、市民の景観に対する関心や意識を高めることが重要であります。

そのために、新たに発見した景観資源を市民の皆さんに情報提供していただき、提供いただいた景観資源や市の優れた景観資源をくるめ景観便りやパンフレットの作成、ホームページへの掲載により紹介する等の市民意識を啓発する取り組みを推進します。

### (2) 場の提供（意識の育成支援：芽ばえた意識を育成します。）

景観に関心を持った市民が、主体的な活動を行うためには、その意識をさらに高めていく必要があります。

そのために、景観形成に関する活動に参加しやすい、市民参加イベントや勉強会、教育活動等の場の提供の推進及び地域の祭りの推進を行います。

### (3) 仕組みの構築（活動支援：活動するための仕組みをつくります。）

市民が主体となった景観形成の取り組みとしては、一定の地区の良好な景観を保全・創出するためのルールづくりを行う活動と、景観を良くしていく具体的な行動としての景観形成活動の2つがあります。

そうした市民の景観形成の取り組みに対して、助言・指導や助成等の支援をし、市民等の積極的な活動を支援します。

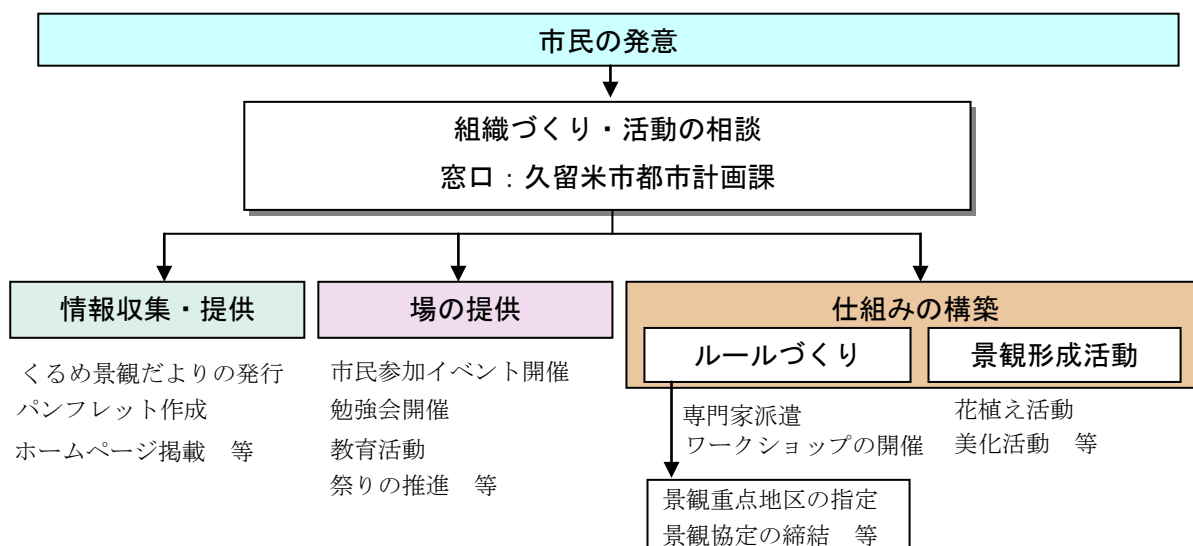
#### ①ルールづくり

- ・良好な景観形成についての方針や景観形成基準などの地区のルールづくりを目的とします。市は、専門家の派遣や情報提供、ワークショップの開催、活動助成等を行い、地区のルールづくりへの支援を行います。

#### ②景観形成活動

- ・花植え活動や美化活動等、一定の場所の良好な景観を保全、創出することを目的とします。市は、そのような活動に対し、活動助成を行います。

#### □市民主体の景観形成の手続き



---

## □市民参加の制度

市民主体の景観形成を推進するために、市民が主体となったルールづくりや景観形成活動を行う場や支援制度として、景観法及び既存制度では、景観協議会、景観整備機構、福岡県まちづくり派遣制度があります。このような制度を活用する場合には市も協力を行い、また、本市においても積極的に活用します。

### (1) 景観協議会

景観協議会は、景観法に基づく景観計画区域における良好な景観形成を図るために必要なルールづくりなどの協議を行う場として設置することが出来る法定協議会です。なお、景観協議会は、市、住民、景観整備機構、公共施設管理者、関係行政機関、公益事業を営む方などにより組織することが出来ます。

### (2) 景観整備機構

景観整備機構は、景観に関する知識や保全、整備能力を有し、景観形成活動を行いたい公益法人や特定非営利活動法人（NPO）を、景観形成活動を担う主体として、景観法第92条に基づき、景観行政団体の長がこれを指定することが出来る制度です。指定された景観整備機構は以下のような景観形成活動を行うことが出来ます。

景観整備機構の行うことの出来る業務

- ①良好な景観の育成に関する業務を行う者に対する当該業務に関する知識を有する者の、派遣、情報提供、相談その他の支援を行うこと。
- ②管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ③景観重要建造物と一体となって良好な景観を育成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ④景観重要建造物と一体となって良好な景観を育成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ⑤良好な景観の育成に関する調査研究を行うこと。
- ⑥その他良好な景観の育成を促進するために必要な業務を行うこと。

### (3) 福岡県まちづくり専門家派遣制度

福岡県まちづくり専門家派遣制度は、良好なまちなみの形成やまちづくり等を行おうとする地域住民団体等に対し、まちづくり専門家の派遣を行うものです。

### (4) 景観協定

景観計画区域内のまとまった土地に対し、土地所有者及び借地権者全員の合意により良好な景観を形成するための協定を締結することが出来ます。

※その他ご不明な点があれば、ご連絡してください。

---

## 参 考 資 料

1. 色彩のマンセル表色系について
2. 久留米市景観計画（素案）の策定経緯
3. 久留米市景観検討委員会等名簿

# 1. 色彩のマンセル表色系について

私たちは日常で色を赤や青など色名で表現しますが、色名による表現は、人によりイメージする色が異なるため、すべての人が共有できる客観的な尺度（表色系）が必要になります。

そのため、久留米市景観計画では、J I S（日本工業規格）にも採用されている「マンセル表色系」を用いて色を表現します。

マンセル表色系は1つの色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性（「色の三属性」といいます）を用いて次のように表示します（マンセル値）

## 色の表示方法

有彩色の表示例： $\frac{\text{ゴアール}}{\text{色相}} \frac{5}{\text{明度}} \frac{\text{ヨシのジュウ}}{10} \frac{10}{\text{彩度}}$

無彩色の表示例： $\frac{\text{エヌ}}{\text{色相}} \frac{5}{\text{明度}}$

## 色の三属性

### ●色相（しきそう）…いろあい

赤、黄、緑、青などの色合いのことを色相といいます。マンセル表色系では、色相を10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、赤紫）に区分し、基本色のアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、BP、RP）の頭文字と各色相の度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Rなどと表現します。

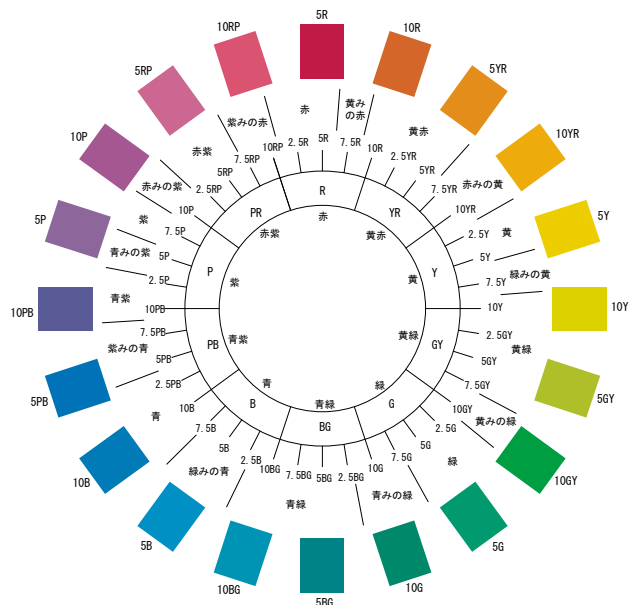
### ●明度（めいど）…あかるさ

明るさの度合いを明度といいます。最も暗い色（黒）を0、最も明るい色（白）を10とし、その間の明るさが知覚的に等間隔になるように10段階に分割して数値で表記します。

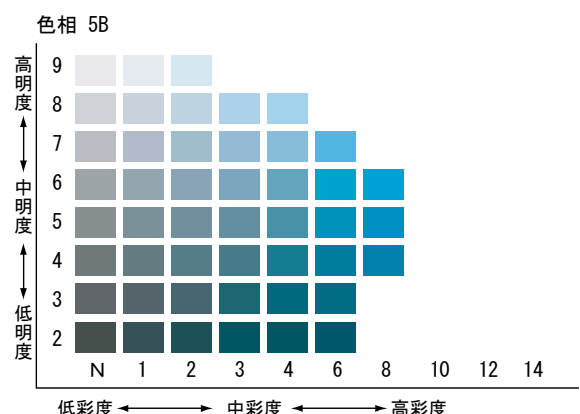
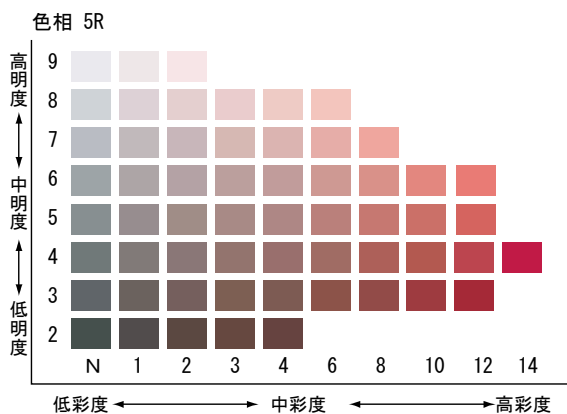
### ●彩度（さいど）…あざやかさ

色の鮮やかさの度合いを彩度といいます。最も色味のない白、黒、グレーなどの無彩色は彩度0となり、色の鮮やかさが増すにしたがい数値が増えていきます。（数値は概ね0～14の範囲）

色合い（色相）によって、最も鮮やかな彩度値が異なるという特徴があり、最も鮮やかな純色は、赤の場合、彩度14となりますが、青の場合は、彩度8となります。



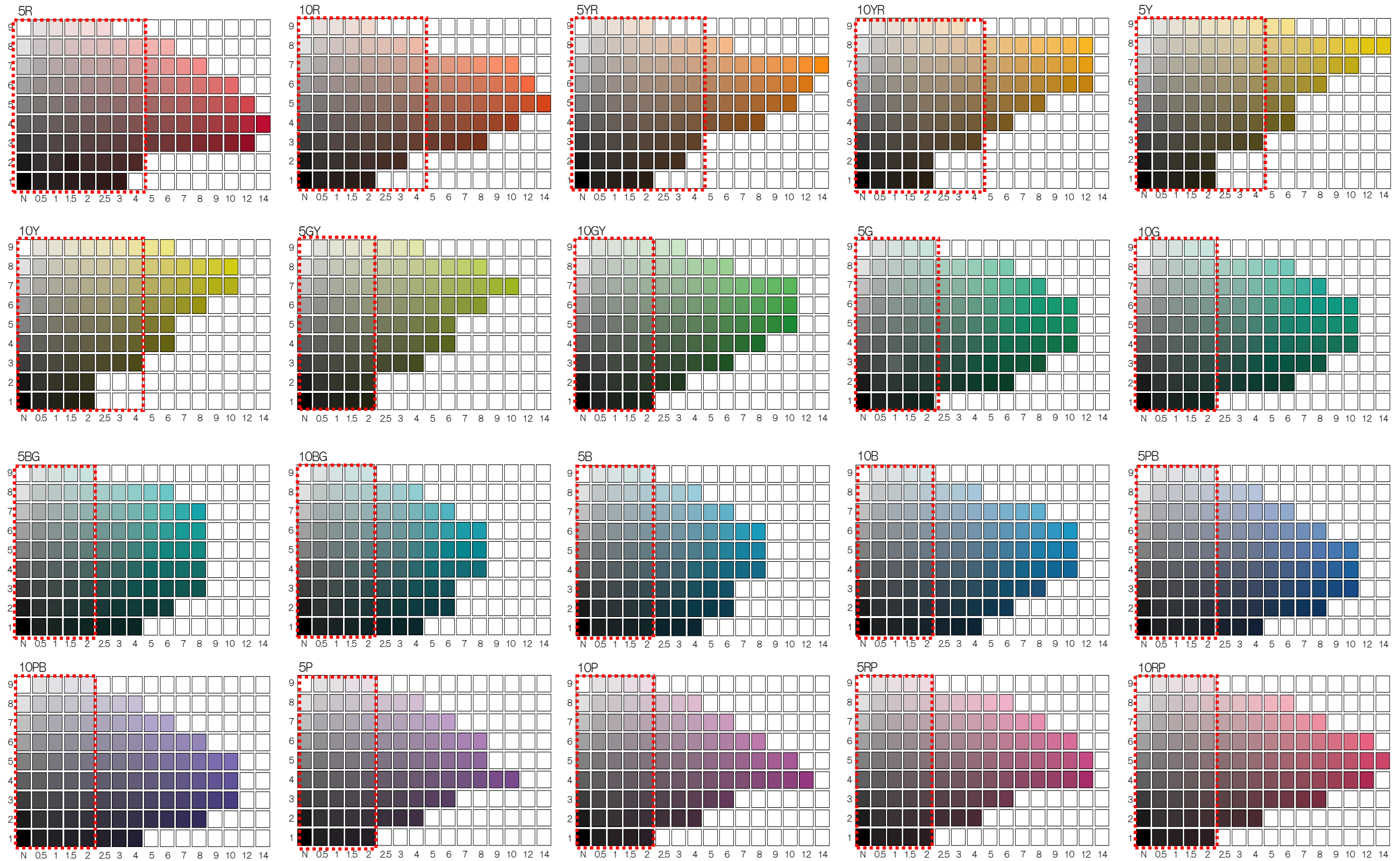
<マンセル色相環図>



<マンセル表色系の明度-彩度図>



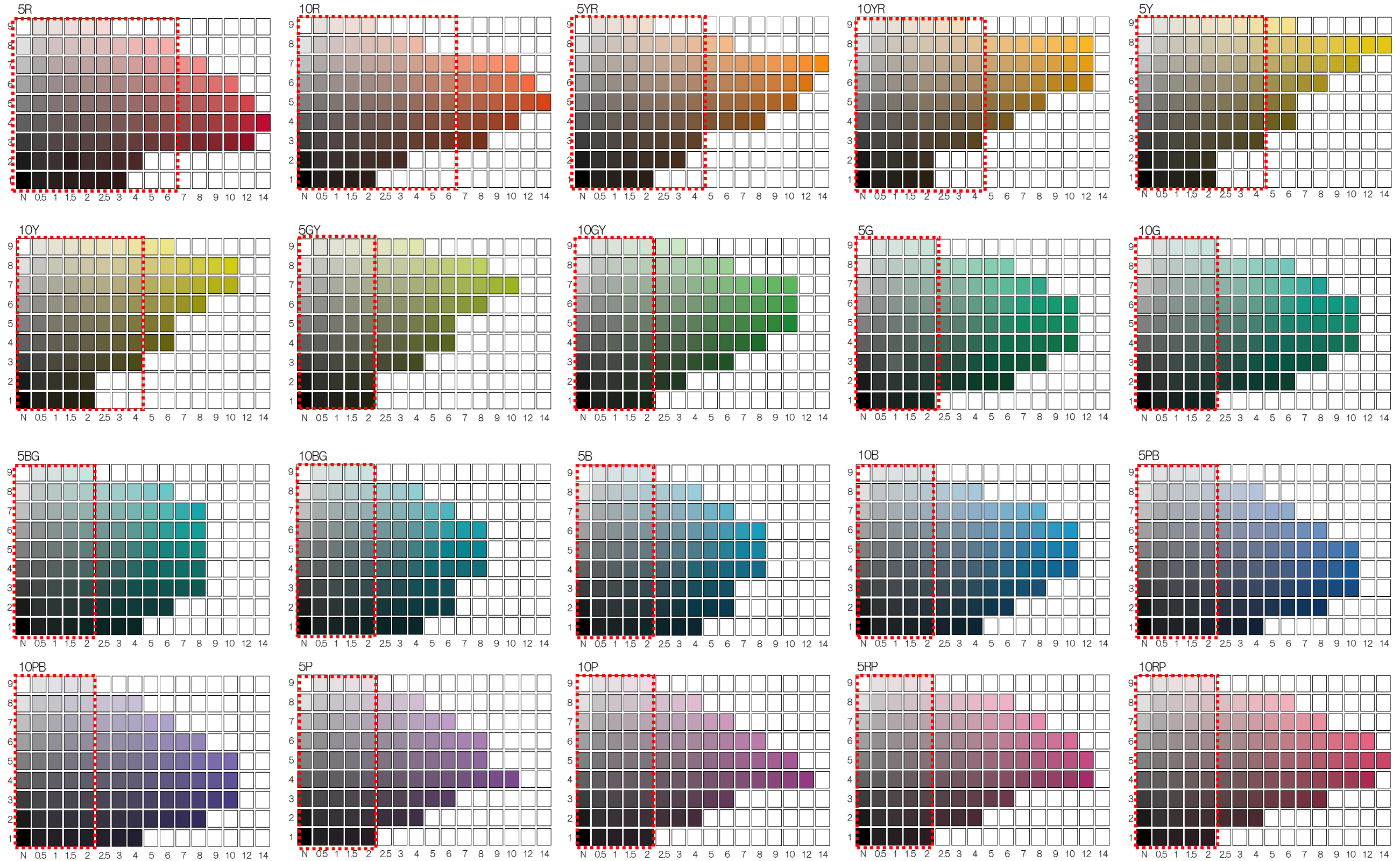
■色彩基準（自然・田園部）



..... 使用できる色彩の範囲

※ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。

■色彩基準（市街地部）

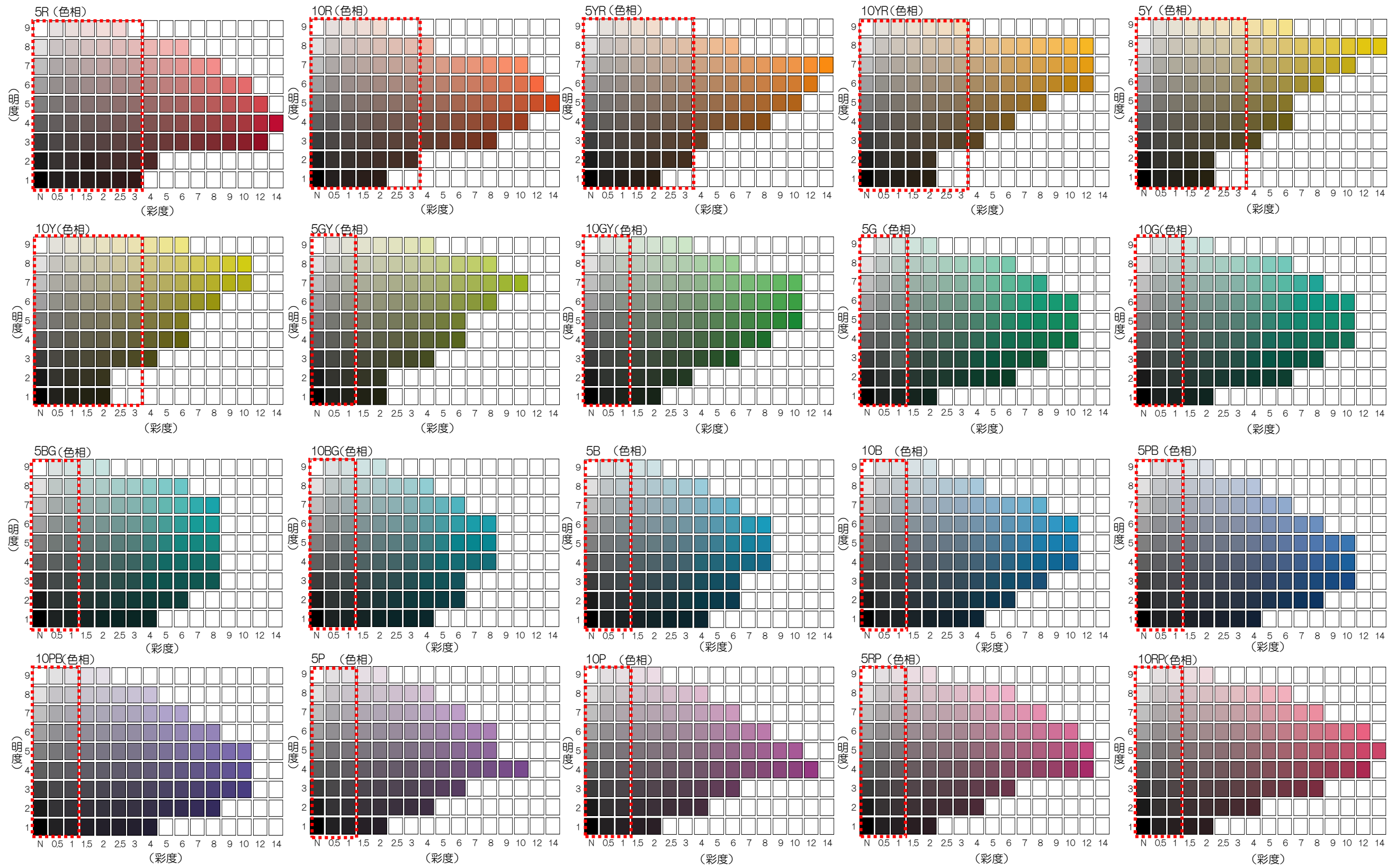


..... 使用できる色彩の範囲

※ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



■色彩基準（京町周辺景観重点地区）



..... 使用できる色彩の範囲

※ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。

## 2. 久留米市景観計画の策定までの経緯

<p>○平成 19 年度 平成 20 年 1 月 21 日</p>	<p>第 1 回久留米市景観計画庁内検討会議の開催</p>
<p>○平成 20 年度 平成 20 年 4 月 1 日</p> <p>平成 20 年 8 月 6 日 平成 20 年 8 月 21 日 平成 20 年 10 月 1 日 平成 20 年 10 月 1 日～10 日</p> <p>平成 20 年 11 月 13 日 平成 20 年 11 月 27 日 平成 21 年 1 月 15 日 平成 21 年 2 月 9 日 平成 21 年 2 月 13 日 平成 21 年 3 月 30 日</p>	<p>市ホームページに景観まちづくりのサイトを開設 《写真等募集》久留米らしか景色・好いとる景色等募集 応募結果 50 作品</p> <p>第 2 回久留米市景観計画庁内検討会議の開催 第 1 回久留米市景観計画検討委員会の開催 くるめ景観だより第 1 号配布（全戸配布） 久留米市の良好な景観づくりに関する市民アンケート実施 市内在住 3,200 人を対象に 1,016 人より回答</p> <p>第 3 回久留米市景観計画庁内検討会議の開催 第 2 回久留米市景観計画検討委員会の開催 くるめ景観だより第 2 号配布（全戸配布） 第 4 回久留米市景観計画庁内検討会議の開催 第 3 回久留米市景観計画検討委員会の開催 第 4 回久留米市景観計画検討委員会の開催</p>
<p>○平成 21 年度 平成 21 年 4 月 1 日 平成 21 年 7 月 8 日 平成 21 年 7 月 14 日 平成 21 年 8 月 1 日 平成 21 年 8 月 25 日</p> <p>平成 21 年 9 月 29 日</p> <p>平成 21 年 12 月 15 日 平成 21 年 12 月 18 日</p>	<p>くるめ景観だより第 3 号配布（全戸配布） 第 5 回久留米市景観計画庁内検討会議の開催 第 5 回久留米市景観計画検討委員会の開催 くるめ景観だより第 4 号配布（全戸配布） 第 1 回久留米市景観懇談会の開催 開催場所：久留米文化会館 小ホール 参加人数：40 名</p> <p>第 2 回久留米市景観懇談会の開催 開催場所：久留米市役所 401 会議室 参加人数：34 名</p> <p>第 6 回久留米市景観計画庁内検討会議の開催 くるめ景観だより第 5 号配布（全戸配布） 第 6 回久留米市景観計画検討委員会の開催</p>
<p>○平成 22 年度 平成 22 年 4 月 5 日～5 月 6 日 平成 22 年 7 月 6 日 平成 22 年 7 月 12 日 平成 22 年 11 月 2 日 平成 22 年 12 月 平成 22 年 12 月 17 日</p>	<p>パブリック・コメントの実施 第 7 回久留米市景観計画庁内検討会議の開催 第 7 回久留米市景観計画検討委員会の開催 第 67 回久留米市都市計画審議会の開催 久留米市景観条例を議会で議決 久留米市景観計画及び景観条例の告示（H23.4.1 施行）</p>

### 3. 久留米市景観計画検討委員会等名簿

久留米市景観計画検討委員会名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	ハギシマ サトシ 萩島 哲	九州大学名誉教授
〃	オオモリ ヨウコ 大森 洋子	久留米工業大学建築設備工学科教授
〃	オオヤノ エイジ 大矢野 栄次	久留米大学経済学部経済学科教授
〃	シバタ ヒサシ 柴田 久	福岡大学工学部社会デザイン工学科准教授
商工関連	ソウノ カズヒロ 宗野 和博	六ツ門商店街振興組合専務理事
建築関連	ウメハラ エイジ 梅原 英二	福岡県建築士会久留米支部長
屋外広告物関連	シマカワ イチロウ 島川 一朗	久留米広告美術業協同組合会長
有識者	タカヤマ ケンジ 高山 賢治	山苞の会事務局長
〃	ナベタ ヤスナリ 鍋田 康成	筑後川流域連携倶楽部事務局長
〃	モリヤマ ヒデコ 森山 秀子	石橋美術館学芸課長

久留米市景観計画庁内検討会議名簿

所 属	役 職	備 考
久留米市副市長		会長
久留米市副市長		副会長
企画財政部	部 長	
環境部	部 長	
農政部	部 長	
商工労働部	部 長	
都市建設部	部 長	
文化観光部	部 長	

※久留米市景観計画庁内検討会議の下部組織として、関係各課による久留米市景観計画庁内検討ワーキングを設置。



久留米市

---

発行 久留米市 都市建設部 都市計画課  
〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
TEL : 0942-30-9083